

建設工事にかかる実務経験者の取扱いについて（市内業者）

新基準による経営事項審査では、技術職員名簿に登載できる業種が最大で2業種となったために、以前まで登録ができていた業種の実務経験での登載ができない場合があります。

これに伴い、四日市市での実務経験者の取扱いを以下のとおりとします。

- ①従来どおり、実務経験での登録は経営事項審査の技術職員名簿に登載がある者とする。
- ②ただし、現在、四日市市が管理する技術者名簿において登録されている実務経験者は、新基準による経営事項審査で実務経験での登載がなくても、引き続き実務経験者として登録される。